M 本づいたものだと指摘している。 孫治護は、 蘇時学が 「勝」を告子の名とした「或説」は、 即ち、 陳孔璋の「為…曹洪」與:魏 交選の註

の文があつて、 間自、入、益部、仰、司馬楊王之遺風、 その下の註に、李善が 有。子勝裴然之志」。

為」仁猶一跋以為」長、偃以為」広。不」可」久也。 二三子復,於子器子,目、告子勝,仁。 $\widehat{\underline{2}}$ 子墨子曰未、然也。 告子

何故ならば、李周翰が ここの註に告子を墨子が批評した文を引く必要はないと、 本文の前には、墨子と公輸般の有名な攻防の話が記されてはいるが、 の文を引いたのか、その意図が明瞭でない。勿論、 を引いている。李善が「子勝裴然之志」の註に、何の為に右の公孟篇 前に掲げた文選の 思われる。

辞」也。子勝猶」小子」。 我進自」人「益部」、乃仰 司馬長卿、 揚雄王婆之遺風一也。 将 述 文

可否は論外として。) 之志」の註としては。穏当である。 解釈しているが、その方が、前後の関係から考えて、 (但し子勝を小子と解することの 「子勝裝然

李善が 「子勝云云」の句と、公孟篇の告子の言とを、 関係させたの

> 量するより外はない。この場合にも、 問題は残るにしても。 あれば、 蘇時学のように、子勝の「勝」を告子の名と考えた、 子勝の「子」は、どう解するか

6

ある。然し、文選の本文がそうでない以上、公盃篇と、 を 謂』告子名不害字子勝,」(3)とあるように、「子勝」を告子の字と見 見ることが出来、又、 によつて、告子の名を「勝」とし、又字を「子勝」とする或説の是非 ることも出来る。そして、李善が公孟篇の文を引用した意図も明かで 志」の文選との結びつけは、依然として不明である。したがつてこれ 若し文選の本文が、「告子勝裴然之志」とあれば、 判断することは困難である。 閣若璩の四書釈地又続に引かれてある、 勝を告子の 「子勝裝然之 名と

ĵ

- 2 墨子公孟篇には「告子勝為仁」とあり、卒善註には 此書=墨子公孟篇 「為」 の一字はな
- 3 墨子間に孫詒譲はこの「或説云云」を四書釈地又続に引くとしてある 私の見た皇情経解本の同書には見当らなかった。

漢文法の研究方法について

本稿作製の意図

策として「主体論的方法と構造論的方法」 法に対して、 私はかねて、 従来の漢文法 々の疑問を抱いて来たが、最近これに関する一つの方 (本稿では特に文語文法をさす) を考え、これを先ず限定さ の研究

> 牛 島 德 次

において「漢文法研究方法試論」と題して述べたことも、 題して述べたことも、 十七年六月、本学会において「漢文法の規定詞と判断詞について」と れた範疇の対象について実施することの必要性を提案し 同年八月、 中国語学研究会(東京支部例会) た。 叉 昨昭 「漢文

で、問題の提示では、十分な御批判と御示教とを賜わりたいのでは、上記の「漢文教室」既刊号を参照していただきたく、論旨の提案の一端を記述したものであり、提案の大要、用語の意味などにて本稿もこれらの報告の一環として専ら具体的な実例について、上記を報記述していることも、一にこの提案の具体化にほかならず、従つを報覧がして、大能館書店、昭和二十七年五月創刊)に「漢文法」と題して教室」(大修館書店、昭和二十七年五月創刊)に「漢文法」と題して

1 7 7

子曰、父母之年、不可不知也。(里仁)

会ないのだろうか。 会ないのだろうか。 会ないのだろうか。 会ないのだろうか。 会ないのだろうか。 会ないのだろうか。 会ないのだろうか。 会ないのだろうか。 会は、とするなら、その相違は文法的にいかに解釈されなければないが、とするなら、その相違は文法的に、前者に「以」を加えて「不可以不以」としていいのではないか。もし、随者には「以」があって「不可以不はな」は一見同じような構文に考えられるが、後者には、「可」の下は、という文が見えているが、前者の「不可不知」と、後者の「不可以不という文が見えているが、前者の「不可不知」と、後者の「不可以不という文が見えているが、前者の「不可不知」と、後者の「不可以不という文が見えているが、前者の「不可不知」と、後者の「不可以不という文が見えているが、 自事子曰、土不可以不弘毅。(泰伯)

めて行きたい。 本稿は、この疑問の解決点を探ることを一つの目標として記述を進

つ閉痕に考しらこ当)、と下写「つきぶへ)にならつた三、手がかり(その一、可について)

に含まれている「可」という語であろう。
右の問題を考えるに当り、先ず第一の手がかりとなるのは、兩文中

型」(一九○四年刊)の中で、 関連すると思われる説を調べてみると、先ず、馬建忠氏は、「馬氏文「可」については従来いろ~~研究されているが、本問題の考察に

可・足の二字の後の動詞は、概して受動の意味を持つ。孟子の

場合は主語に転じたので主格に位置する。(卷四)動の意味ができたのである。……富は及の目的語であるが、このということである。可の字が及の字の前に来たので、及の字に受「晋楚之富、不可及也。」は、「晋楚の富は、人に及ばれない。」

と述べている。

うか。の文であることになり、後者(以下、例文Bと言う)は、「父母の年は、人に知られなければならない。」というまうな意味のものになるのであろの文であることになり、後者(以下、例文Bと言う)は、「父母の年は、人に知られなければならない。」という意味ら)は、「父母の年は、人に知られなければならない。」という意味馬氏の説によると、上記の論語の例文の前者(以下、例文Aと言

呂叔湘氏は「中国文法要略上卷」(一九四二年刊)の中で、いう考え方は、馬氏以後の学者にもしばルー見られるもので、例えばいう考え方は、馬氏以後の学者にもしばルー見られるもので、例えばこの馬氏の「可の字の後の動詞は、概して受動の意味を持つ。」と

であるから、これらの動詞も被動の意味を含むことになる。(九種類の文の主語は、意味の上では、多くは後にくる動詞の目的語であるから、のえば、『可憐』「可愛」「士可殺、不可辱。」この 一動詞の前に可・足などの字が加わると、その作用は形容詞と同 33

る。(一八五頁)では、孟子の「国人皆曰、可殺。」などであとも考えられる。例えば、孟子の「国人皆曰、可殺。」などであと述べ、王力氏は「中国語法理論上卷」(一九四四年刊)の中で、

と述べている。

観念上のものである。」(一八四~一八七頁)というような意味のとはつきとしておかなければならず、可・足などの字の含まれるものは「被動式を考える場合には、構成上の範疇と観念上の範疇との区別を王力氏は更に同書の別の所で、イエスペルセン氏の説を引用して、

的には役立たないものと言えよう。被動の問題で、問題の例文A・例文Bの構造に対する考察には、直接氏の「意味の上では云云」も、王氏の所説も、すべて観念上の受動・とを述べているが、確かにその通りで、馬氏の「概して云云」も。呂

中で、 以上の三氏に対し、高明凱氏は「漢語語法論」(一九四八年刊)の

つてしまつた。(三九二頁)(主動とも言う)と受動(被動とも言う)との二つの形式に分けている。が、実際の点から言うと、馬建忠の説き方は余り正確でている。が、実際の点から言うと、馬建忠の説き方は余り正確でている。が、実際の点から言うと、馬建忠の説き方は余り正確でに重しい後、中国の語法学者は、大多数のものが皆動詞を施動

馬建忠は又「可・足二字の後の動詞は、概して受動の意味を持い。」と考えた。これも疑問のある例である。元来、「晋楚之富のではない、――というのは、もともと所謂「受動式」を含むものではない、――というのは、施動の「及」の字もやはり、この「及」の字であるからであり、ましてや、この文が「晋楚之富、吾人不可及也。」とも解釈できるのだから。中国語の動詞は往々吾人不可及也。」とも解釈できるのだから。中国語の動詞は往々吾人不可及也。」とも解釈できるのだから。中国語の動詞は往々吾人不可及也。」とも解釈できるのだから。中国語の動詞は、を含むものではない、しかも「及」の字はどんな場合にも、ただ一つの味の通る文で、しかも「及」の字はどんな場合にも、ただ一つの形式しか持たないのだから、それが受動である、とは頗る言い難形式しか持たないのだから、それが受動である、とは頗る言い難形式しか持たないのだから、それが受動である、とは頗る言い難を意味を持ている。

之年」と「不可不知也」との関係を分析し、B文の「士」と「不可以ものとみる、という、一つの客観的な立場を建設して、A文の「父母なく、むしろ文そのままを「……、吾人不可…。」という構造と同じかりとなる。それは、A・B両文の構造は、受動とか被動とかに関係かりとなる。それは、A・B両文の構造は、受動とか被動とかに関係と述べ、全く別な立場から「可」を含む文の性格について論じている。

ての検討を欠いているように思われるのである。 問題に気をとられ、との問題の根本となつている「可」の機能につい言えば、本稿の問題を解決する手がかりとしては、まだ十分なものとはえば、本稿の問題を解決する手がかりとしては、まだ十分なものとはえば、本稿の問題を解決する手がかりとしては、まだ十分なものとはえば、本稿の問題を解決する手がかりとして考えたもので、その点から言不弘毅」との関係を暗示したことである。ただ高氏の論は単に「及」

四、手がかり(その二、主体文について)

こにあるのだろうか。
てみたが、いずれからも十分な解答を得られなかつた。その理由はど両文中に含まれている「可」という語について、従来の諸説を検討し両文中に含まれている「可」という語について、以上の如く、先ず、

先亦第一に考えられることは上記諸家の、論究の対象となつている
 先亦第一に考えられることは上記諸家の、論究の対象となっている
 先亦があるかということである。
 たるのの性格に対する考え方が不十分なのではなかろうか、ということである。
 の主体がれる特に会話として記録された文の中において、話者が自己の主体がれる特に会話として記録された文の中において、話者が自己の主体がれる特に会話として記録された文の中において、話者が自己の主体がなる
 なるのである、ということに注意していないのではなかろうかということである。

のも当然のことと言えよう。ば、「受動・被動」乃至は「主語の省略」という考え方が生れて来るば、「受動・被動」乃至は「主語の省略」という考え方が生れて来るこの相異なつた範疇の対象を、同一の次元の上で解釈しようとすれ

卷、一四五頁)と述べているのも一にその表れにほかならない。が、「可」は「接頭語的な性格を持つ語である。」(中国語法理論上である。例えば高氏が専ら「及」を問題として論じているのも、王氏て、一様に、「動詞」を根本的なものとして考えている、ということ次に考えられることは、前記の諸家は、引用した例文の述語につい次に考えられることは、前記の諸家は、引用した例文の述語につい

この考え方も、上記の、文に対する認識の場合と同じように、語に対する考え方が不十分なことから生れる、と言えるであろう。というのは、前記の主体的表現における叙述語は、決して所謂「動詞」だけのは、前記の主体的表現における叙述語は、決して所謂「動詞」だけのは、前記の主体的表現における叙述語は、決して所謂「動詞」だけのは、前記の主体的表現における叙述語となつていると考えられるのは、前記の考え方も、上記の、文に対する認識の場合と同じように、語に

例をとつてみると、過ぎないものだ、ということが考えられるのである。例えば、史記にその前後に来るものは、この主体の判断の表現を補う役目を果たすに表現する語で、それ自体で独立した一つの意味と機能を持つもので、換言すれば、「可」は、一つの事物に対する主体の判断を直接的に

イ、有司請…。制曰、可(封禪書)

口、梁眴籍曰、可行矣。(項羽本紀)

可。(高润本紀) 不、呂后問曰、陛下百歲後、淵相国即死、 令誰代之。 上曰、曹参

二、高祖問医。医曰、病可治。(同右)

がいよく はつきりする、と言えよう。 と考えられ、又、こう考えることによつて、「可」の性格を表すもの、と考えられ、又、こう考えることによつて、「可」の性格表すもの、と考えられ、又、こう考えることによつて、「可」の後に位置するであり、(ニ)は、(ロ)と(ハ)とが複合された表現である。 とこで特に注意しなければならないのは、 「可」 の後に位置することで特に注意しなければならないのは、 「可」 の後に位置することで特に注意しなければならないのは、 「可」 の後に位置するの、と考えられ、又、こう考えることによつて、「可」の性格表すもの、と考えられ、又、こう考えることによつて、「可」の性格表すもの、と考えられ、と言えよう。

い、という点で根本的に相違しているのである。語が省略されている、」と考え、本論では「省略」などは全く考えなに一脈通ずるものを持つているが、高氏はこの場合、「吾人という主

力、結語語

意図する動作を表すものである、ということが知られる。意図する動作を表すものである、ということが知られる。と、殆んどすべての場合に、「可」の下に来る動作を表す語は、提起と、殆んどすべての場合に、「可」の含まれた文例を検討してみるを中心にしながら、史記の中の「可」の含まれた文例を検討してみるを中心にしてがら、史記の中の「可」の含まれた文例を検討してみるを中心にしてがあり(可と主体文)をもとにして、上記の史記の例

かる。二三の例を挙げてみると、検討してみると、殆んどすべての場合にそのまま適用されることがわたのことを論語にあてはめた場合、同じことが言えるかどうか、を

子張問、十世可知也。(為政)

子曰、……。其知可及也、其愚不可及也。(公冶長)

子曰、三軍可奪帥也。匹夫不可奪志也。(子罕)

子貢曰、……。言不可不愼也。(子張)

この見地に立つて、例文Aを考えると、などについて、いずれも史記の場合と同じことが言える。

父母之年、不可不知也。

ことに何の支障もないのであるが、例文Bの、の「知」は、「子曰」の「子」の意図する動作を表すもの、と考える

士不可以不弘毅。

いたとう、「上巻下丁以入屋内、下丁以長屋とのいましたがかる意味で、例文Bと同じ傾向を持つものを探してみると、考えることには、若干の困難が生ずることは否定できない。との「弘毅」は、「曾子曰」の「曾子」の意図する動作を表すもの、と

(b)子曰、君子博学於文、約之以禮、亦可以弗畔矣。 (雍也)(a)子曰、不仁者不可以久處約、不可以長處楽。(里仁)

この考え方は、上記の高氏の「吾人不可及也」の

「吾人」の考え方

(c) 柳下惠為士師、三黜。人曰、子未可以去乎。(徵子

その他いろく~存在する。

(a)の「久處約」は、朱子の注によれば「不仁之人、失其本心。 (a)の「久處約」は、朱子の注によれば「不仁之人、失其本心。 (a)の「久處約」は、朱子の注によれば「不仁之人、失其本心。

る。この困難を生む原因は、どこにあるのであろうか。という点で、両者を全く同一の範疇に入 れ て 考 えることは困難にな場合と比較してみると、いずれも「可」の下に来る動作の主体が誰かとれらの例文B以下の諸例を史記の場合、乃至は「例文A」の類の

ればならなくなるのである。

ためには、この「可」と「可以」とに相違のあることを假設としなけためには、この「可」と「可以」とに相違のあることを假設としなけて、これらの例文を主体論的方法の立場から、表現上の区別を認めるという「可」と「以」の二語が連続して用いられていることから考えられているのに対し、例文Bの類の場合は、すべて「可」が単独で用いてれたついては、例文Aの類の場合は、すべて「可」が単独で用い

「不可不弘毅」とすることはできないのである。のまま、を正しい構文と考えざるを得ず、Aを「不可以不知」、Bをに関して、両者の区別を認める限りにおいて、AはAのまま、BはB有無、要不要については、その下に来る動作の主体が誰かという問題者無、要不要については、その下に来る動作の主体が誰かという問題をして提起した例文A・Bの「以」の

六、附 a

スの興味ある問題が引き出される。一例をあげてみると、衞霊公第十に一面から考察したものだが、これに関連して、解釈学の面にも、種以上は論語に見えている「可」という語の用法について、主体論的

五に、

なお、 て、 以」との関係が十分に考究された後でなければ断定は下せない。 言えよう。 近、 用之也。」などの方が、より正しく原文を解釈したものと言えよう。 には荻生徂徠の「此章蓋用人之法也。大受者、大用之也。小知者、小 爾高、鑽之彌堅。故不可小了知也。 物、物受之深。故云而可大受也。」、 その点では、古注の「王曰、君子之道深遠、 の下の動作は、 …。」と注し、 之也。受、彼所受也。 しろ「以」のない那本に従う方が、 いる。これは、 という章があるが、 「皇侃曰、君子之道深遠、 子曰、 可以小了知、 「王曰、君子之道深遠、不可以小了知、而可大受。 小人之道浅 安井息軒の論語集説には、 君子不可小 ただし、 「知」は「我」の動作、 いずれも「話者」自体の意図する動作と見るべきで、 本稿の論旨から考えると、やや無理な解釈で、 而不可大受也。」の文に従つているが、これにはむ これは、 朱子はこれについて、 知也、 蓋君子於細事、 不與凡人可知。 而可大受也。小 漢・魏・六朝時代における「可」と「可 「那本脱以字。今従皇本。」と言つ 使人饜飫而己、是可大受也。」 王氏本来の説を明確にし得る、 「那骨目、 未必可観、 「受」は「彼」の動作として 入不可-故云不可小知也。德能深潤 「此言観人之法。 不可小了知, 君子之道深遠 而材德足以任重…… Mi 而可大受」 可 小 知 仰之 更

(一九五三、一、一五)